

各 位

北海道における「まん延防止等重点措置」の適用に伴う函館市観光誘客促進事業「はこだて割」の
キャンセル料の取扱いについて（第3報）

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局

北海道における「まん延防止等重点措置」の適用期間が再度延長されたことに伴い、「はこだて割」対象商品について無料キャンセルの対応をされた事業者に対しては、助成金交付要綱第7条の規定に基づき、事業者ごとに通知した交付決定額の範囲内で、下記の取扱いにより市が負担します。（以降、**黄色網掛**部分が、第2報からの変更点となります。）

（1）市の負担対象となる無料キャンセル

無料キャンセルの対応をされた事案のうち、次の条件をすべて満たすものが対象となります。

- ・ 「はこだて割」の要綱・マニュアルに記載の内容に沿った「はこだて割」対象商品。
- ・ 令和3年12月15日（水）～令和4年1月26日（水）23：59に予約された商品。
- ・ チェックイン日基準で令和4年1月27日（木）～**3月21日（月）**の期間を旅行日程に含む商品。
- ・ 令和4年1月24日（月）～**3月18日（金）**23：59までにお客様がキャンセルした商品。
- ・ 事業者ごとの「宿泊約款」「旅行業約款」により、実際にキャンセル料が発生したもの。
- ・ キャンセルに際し、お客様にキャンセル料を求めているもの。

（2）市による負担の考え方

無料対応したキャンセル料について、当該予約に係る助成予定額の範囲内で市が負担します。

【函館市による負担例】

区分	販売価格	助成予定額	キャンセル料	市の負担額
宿泊旅行商品	10,000円 (1泊2日)	5,000円	8,000円(80%)	5,000円
			3,000円(30%)	3,000円
			無料	0円
交通付き旅行 パッケージ商品	50,000円 (2泊3日)	10,000円 (@5,000×2泊)	25,000円(50%)	10,000円
			5,000円(10%)	5,000円
			無料	0円

※ 実際のキャンセル料率については、事業者ごとの「宿泊約款」「旅行業約款」により異なります。

※ なお、旅行事業者において無料キャンセルの対応をされた場合は、宿泊施設への応分の支払いについての配慮をお願いいたします。

※ 他の割引、助成等と併用している場合には、併用先の取消料の条件についてご確認ください。

(3) キャンセル料無料期間の実績の報告方法

- ・ 令和4年1月27日(木)～2月20日(日) 宿泊分

キャンセル料の報告は、令和4年2月28日(月)をもって終了しました。

- ・ 令和4年2月21日(月)～3月21日(月) 宿泊分

上記の「キャンセル料無料期間報告書」とは別にご報告を頂きます。こちらは準備が整い次第、3月下旬頃、各事業者へご案内をさせていただきます。

以上